

那須塩原市空き家等対策計画（案）に対する
パブリックコメント（市民意見募集）の結果について

1 実施状況

- (1) 募集期間 令和4年10月3日（月）から令和4年10月31日（月）まで
- (2) 意見提出者数 1人
- (3) 意見件数 2件
- (4) 提出方法

提出方法	直接書面	郵送	ファックス	電子メール	計
人数	—	—	—	1人	1人

2 提出された意見要旨とそれに対する市の考え方

那須塩原市空き家等対策計画（案）に対する意見を募集した結果、2件の御意見をいただきました。
これらの御意見と市の考え方は以下のとおりです。

番号	意見要旨	市の考え方
1	空き家になると所有者との連絡が取れなくなるため、自治会加入時に子や親族等本人以外の連絡先も記入してもらいたい。	自治会への加入手続き方法は、各自治会が定めているため、関係課と連携し、情報提供に努めます。 本計画では、P14【施策②】地域と連携した空き家等の見守り体制として、「地域住民、自治会等との協働による空き家等の見守り活動の検討」を進めていくこととしています。
2	住所変更届、死亡届等を受理した際、空き家になるかどうかを把握できるようなシステムを導入してほしい。	空き家システムを導入し、空き家の情報を一元管理しています。今後はさらに担当課との連携を強めてまいります。 本計画では、P13【施策②】相続登記の徹底として、死亡届の提出時等において「相続登記の必要性に関する周知・啓発」を進めていくこととしています。